

第 4 章 災害復旧・復興計画

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 1 町は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、公共施設等の災害復旧事業計画を速やかに作成する。
- 2 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - (1) 現状回復を基本としつつも、再度の被害防止の観点から、可能な限り改良復旧するよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - (2) 被災施設の重要度及び被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて計画的な復旧を図ること。
 - (3) 事業規模及び難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
 - (4) 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
 - (5) 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
 - (6) 事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。
- 3 公共施設等の災害復旧事業は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 | |
| ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画 | イ 砂防施設災害復旧事業計画 |
| ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 | エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画 |
| オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 | カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画 |
| キ 公園公共土木施設災害復旧事業計画 | ク 下水道公共土木施設災害復旧事業計画 |
| (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 | (3) 都市施設災害復旧事業計画 |
| (4) 上水道施設災害復旧事業計画 | (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画 |
| (6) 公立学校施設災害復旧事業計画 | (7) 公営住宅災害復旧事業計画 |
| (8) 公立医療施設災害復旧事業計画 | (9) その他の災害復旧事業計画 |

第3 激甚災害の指定

- 1 町は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)(以下「激甚法」という)」の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講ずる。
- 2 町は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- 3 町は、県が実施する調査等に協力する。

〔資料編 4-1-1 激甚災害指定基準〕

〔資料編 4-1-2 局地激甚災害指定基準〕

第4 緊急災害査定の促進

町は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の被害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第5 緊急融資等の確保

- 1 町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講ずる。
- 2 町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

(1) 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令は、次のとおりである。

ア	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
イ	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
ウ	公営住宅法
エ	土地区画整理法
オ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
カ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
キ	予防接種法
ク	農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律
ケ	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
コ	生活保護法
サ	児童福祉法
シ	身体障害者福祉法
ス	知的障害者福祉法
セ	障害者総合支援法
ソ	売春防止法
タ	老人福祉法
チ	水道法
ツ	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通達）
テ	下水道法
ト	災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
ナ	産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
ニ	と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
ヌ	公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
ネ	社会福祉施設等災害復旧事業事務取扱要領

(2) 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

ア	補助災害復旧事業債	イ	直轄災害復旧事業債
ウ	一般単独災害復旧事業債	エ	公営企業等災害復旧事業債
オ	火災復旧事業債	カ	小災害復旧事業債
キ	歳入欠かん債		

(3) 交付税

地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

ア	災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
イ	普通交付税の繰上交付措置
ウ	特別交付税による措置

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた町民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金、救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、町民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

1 生活相談

町及び関係機関は、被災者、町民、報道機関、国、県及び他の地方公共団体等から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確、迅速に応えるため、次の措置を講ずる。

機 関 名	措 置 事 項
町	(1) 被災者のための相談所を役場及び指定避難所等に設置して苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 (2) 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。 (3) 県その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 (4) （公財）岩手県国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。
警 察	警察署、駐在所又は現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関及び指定 地方行政機関等	支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

2 被災者台帳の作成

町は必要に応じて、被災者台帳システムを活用し個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

3 罹災証明の交付

- (1) 町は次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて被災者台帳システムを活用し発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付する。
この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。
- (2) 町は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (3) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

4 罹災証明の発行要領

(1) 定義

罹災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免等を実施するに当たって必要とされる家屋等の被害程度について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長又は消防署長が確認できる程度の被害について証明する。

(2) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた住家について、以下の項目の証明を行うものとする。

なお、住家以外のものが罹災した場合において必要があるときは、町長又は消防署長が行う罹災届出証明で対応する。

ア 全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊等

イ 火災による全焼、半焼、水損等

(3) 罹災証明を行う者

罹災証明は、町長又は紫波消防署長が行うものとする。

(4) 罹災証明書の発行

ア 罹災証明の申請窓口は、企画総務部税務課又は紫波消防署とする。

イ 罹災証明書は、罹災住家の居住者、罹災住家の所有者、管理者及び占有者並びに特に必要と認める者の申請に基づき、町長又は紫波消防署長が発行する。

〔資料編 4-2-1 紫波町罹災証明書等交付要綱〕

5 災害弔慰金等の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び紫波町条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金等を支給する。

資金名		支給対象	支給額	
			生計維持者	その他の者
災害弔慰金		政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金		政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250万円以内	125万円以内
小災害見舞金	罹災見舞金	町が、災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害による罹災者に見舞金を支給し、又は罹災住民の救助を行った場合	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)第4条第3号に掲げる季別及び世帯数区分による金額に減失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。 ただし、町が支給した見舞金の総額を超えない金額	
	救助見舞金		災害救助法適用災害に係る同法第23条に規定する救助の種類(第23条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。)と同一の種類の救助について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額	

6 被災者生活再建支援制度の活用

- (1) 町は、災害によりその居住する住宅が全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯に対し、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)による支援金の活用

が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。

- (2) 町は、申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については、県が実施主体となり、被災者生活再建支援基金に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。

- (3) 町は申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。

- (4) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）未満に限る。）

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）

- (5) 支援金の支給対象

支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯

ア 居住する住宅が「全壊」した世帯

イ 居住する住宅が「半壊」し、やむなく解体した世帯（解体世帯）

ウ 長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）など、全壊と同等の被害を受けたと認められる世帯

エ 住宅が半壊し、構造体力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

オ イからエまでの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であろうと認められる世帯（中規模半壊世帯）

- (6) 支援金の支給

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補 修	100	100	200
	賃 借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補 修	50	100	150
	賃 借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補 修	—	50	50
	賃 借	—	20	20

《単数世帯の場合》

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補 修	75	75	150
	賃 借	75	37.5	112.5

大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借	—	18.75	18.75

【基礎支援金】 住宅の被災程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(7) 支援金の申請から支給まで

- ア 住宅の被害の程度を確認
- イ 住民票を取得
- ウ 申請書を作成
- エ 必要書類を用意
- オ 町役場に申請
- カ 支給金の支給

(8) 支援金の申請期間

区 分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

7 住宅資金等の貸付

- (1) 町は、災害により住居、家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- (2) 住宅資金等の融資を希望する被災者に対し、積極的に相談、指導等を実施する。

〔資料編 4-2-2 災害復興住宅等に対する融資一覧〕

〔資料編 4-2-3 災害復興住宅資金〕

〔資料編 4-2-4 生活福祉資金〕

〔資料編 4-2-5 災害援護資金〕

8 住宅の再建

- (1) 災害により居住していた住家を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設及び補修により住居の確保を図る。
- (2) 滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法(昭和26年法律第193号)に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して県に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

9 租税の徴収猶予及び減免等

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
町	町が賦課する税目に関して、地方税法及び紫波町条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に応じて随時、適切な措置を講ずる。

第3 中小企業への融資

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期

に経営の安定が図られるよう、県が行う措置に積極的に協力するものとする。

第4 農林業関係者への融資

災害により損失を受けた農林業者(以下「被害農林業者」という。)又は農林業者の組織する団体(以下「被害組合」という。)に対し、農林業の生産力の維持増進及び経営の安定を図るため、次の措置を講ずる。

- 1 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- 2 被害農林業者又は被害組合に対し、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- 3 被害農林業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資のあつせん
- 4 自作農維持資金融通法(昭和30年法律第165号)に基づく、経営再建、収入減補てん資金の融資措置の促進及び利子補給の実施
- 5 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- 6 林業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)に基づく、被害森林整備資金の融通

第3節 復興計画の策定

第1 基本方針

町は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域については、復興計画を策定するとともに、推進体制を整備し、関係機関と連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・復興計画の策定

1 計画作成組織の整備

学識経験者及び公共団体、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする計画作成検討組織を設置する。この場合において女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

2 計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災まちづくりによる復興を実現する。

3 復興計画の作成

- (1) 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等(平成7年法律第14号)を活用するとともに、土地地区画整理事業及び市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画の作成に当たっては、建築物及び公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) 計画の作成に当たっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。
- (4) 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を促進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- (5) ライフライン施設については、各事業者と調整を図りながら整備を促進する。
- (6) 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

第3 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項 目	事 業 名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (14) 湛水排除事業

項 目	事 業 名
2 農林業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 (3) 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(天災融資法が発動された場合適用) (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (7) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4 その他特別の財政援助及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に関する補助 (3) 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) り災者公営住宅建設事業等に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4 災害記録編纂計画

町は防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。

